

法第20条（構造耐力）

鉄筋コンクリート造の高さの制限

地階を除く階数が7以上若しくは高さが20mを超える建築物は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1．鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物
- 2．高さ31m以下で、次のいずれかに該当する建築物
 - 構造計算ルート に適合すること。
 - 構造計算ルート に適合し、かつ、剛性率・偏心率がそれぞれ令第82条の2及び第82条の3の規定に適合すること。
 - 建築物の下層部を鉄骨鉄筋コンクリート造とし、上層部を鉄筋コンクリート造とした建築物で、次の要件を満たすこと。
 - ア．7～8階建て、4階柱の midpoint より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの
 - イ．9～10階建て、5階柱の midpoint より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの
 - ウ．11階建て、6階柱の midpoint より下層を鉄骨鉄筋コンクリート造としたもの
- 3．東京都高層建築物に関する構造設計指導指針または愛知県高層建築物設計指針に適合する建築物

法第20条 令第82条の2（層間変形角）

外壁にALC版等を用いた建築物の層間変形角

外壁にALC版又は押出成形セメント板を用いた建築物の層間変形角は、 $1/150$ 以内とすることができる。（昭和55年告示 第1790号、昭和56年 住指発第96号）

法第20条 令第85条（積載荷重）

乗用車みの自動車車庫の積載荷重

乗用車みの利用に供する自動車車庫の積載荷重は、次の表によることができる。

区 分	積載荷重 (N/m ²)
床の構造計算をする場合	3,900
大はり、柱又は基礎の構造計算をする場合	2,900
地震力を計算する場合	1,500

法第20条 令第86条（積雪荷重）

岐阜県積雪荷重等指導指針**岐阜県積雪荷重等指導基準**

この基準は、積雪に対する建築物の安全性の向上を図ることを目的とし、法に定めがあるもののほか、設計、施工、維持管理について必要な事項を定める。

第1 対象となる区域及び建築物

令第86条第2項に規定する多雪区域内で、屋根ばりを鉄骨造とした建築物のうち次に掲げるものとする。

架構を構成する柱の相互の間隔が1.8m以上の大はり間構造の建築物

役場、警察署、消防署、病院、集会場、学校、体育館等の災害時において地域住民の避難施設として使用される用途で、架構を構成する柱の相互の間隔が1.0m以上の建築物

法第20条 令第86条（積雪荷重）

第2 設計指針

積雪荷重は、次の表により計算して得た数値以上とする。（S：垂直積雪量）

常時荷重としての積雪荷重(N/m ²)		風圧力又は地震力と同時に作用する場合の積雪荷重(N/m ²)
床板、小ばり、屋根等の算定用	大ばり、柱、基礎等の算定用	
$S \times 30N/cm \cdot m^2 \times 1.0$	$S \times 30N/cm \cdot m^2 \times 1.0$	$S \times 30N/cm \cdot m^2 \times 0.35$

令第86条第6項の規定は適用しない。

構造設計について

- ア．地形又は屋根形状等により吹きだまり等の生じる恐れがある場合は、割増荷重及び偏荷重を考慮すること。
- イ．接合部は存在応力が安全に伝達し、局部変形が生じないように十分考慮すること。

除雪対策について

- ア．積雪の設計荷重条件を明示した次の様式の表示板を、出入口等の分かりやすい場所に設置すること。
- イ．必要に応じてタラップ等を設置し、雪おろしの安全を確保すること。

雪おろし表示板

この建築物は次の条件で設計されています。
もし、積雪がこれを上回ると予想される場合は、雪おろしをしないと危険です。

設計条件	積雪量 積雪荷重	cm
		N/m ²
設計者氏名		
施工者氏名		
建築年月日		年 月 日

- 1．表示板の大きさはB4版以上とする。
- 2．表示板の材質は金属板等耐候性のあるものとし、文字等は容易に消えないようにする。

雪おろしを行う場合の垂直最深積雪量の低減

人力による雪おろしを行う場合の垂直積雪量の低減は、一戸建住宅に限り適用することができる。